| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Petunia Juss. | ナルペチュ　オレンジ | 矢澤秀成　鳥取県米子市淀江町佐陀2133番地103 | 第20732号 | 平成21年８月５日 |
| 〃 | ナルペチュ　ピーチ | 〃 | 第20733号 | 平成21年８月５日 |
| 〃 | ナルペチュ　アップル | 〃 | 第20734号 | 平成21年８月５日 |
| 〃 | セミブッチ　ローズ | 〃 | 第20735号 | 平成21年８月５日 |
| Prunus L. | 紅房（べにふさ） | 増井弥栄　東京都世田谷区深沢１丁目24番21号 | 第23946号 | 平成21年８月20日 |

**○農林水産省告示第千四百九十号**

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十一年七月一日から九月三十日までの指定肉用子牛の平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

| 品種 | 平均売買価格（消費税額分を含む。） |
|---|---|
| 黒毛和種 | 一頭につき、三五五、一〇〇円 |
| 褐毛和種 | 一頭につき、二八四、一〇〇円 |
| 黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種 | 一頭につき、二〇九、五〇〇円 |
| 乳用種の品種 | 一頭につき、八四、三〇〇円 |
| 肉専用種と乳用種の交雑の品種 | 一頭につき、一九二、六〇〇円 |

**○国土交通省告示第千九十九号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

| 路線名 | 北海道横断自動車道黒松内釧路線 | | |
|---|---|---|---|
| 道路の区域 | | | |
| 区間 | | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） |
| 北海道勇払郡占冠村字クテクウンナイ原野一二四九番四から同道勇払郡占冠村字上トマム二三九六番三まで | | 最小 | 一五八 |
| | | 最大 | 一一一 |
| | | 前 | 一七六 |
| | | 後 | 一一一 |
| | | 最大 | 二四、二六〇 |

**○国土交通省告示第千百号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

| 路線名 | 北関東自動車道 | | |
|---|---|---|---|
| 道路の区域 | | | |
| 区間 | | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） |
| 栃木県下都賀郡壬生町大字国谷字台畑一八六五番二から同県下都賀郡壬生町大字国谷字谷向一五一五番一まで | | 最小 | 二八三 |
| | | 最大 | 七〇 |
| | | 前 | 三〇六 |
| | | 後 | 一九〇 |
| | | 最小 | 九一 |
| | | 最大 | 一一一 |

**○近畿地方整備局告示第百五十二号**

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十一年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

認定更新番号表

| 製造業者名 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|---|---|---|
| 製浄化槽代表取締役社長　益本　康男 | | |
| ㈱クボタ | | |
| クボタ浄化槽　HC−14B型 | 6−05K−H−001（04K）−6 | 6−09K−H−002 |

**○近畿地方整備局告示第百五十三号**

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十一年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

認定更新番号表

| 製造業者名 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|---|---|---|
| 製浄化槽代表取締役社長　益本　康男 | | |
| ㈱クボタ | | |
| クボタ浄化槽　HC−15A型 | 6−04K−H−002−1 | 6−09K−H−003−1 |
| 〃　−16A型 | 〃−2 | 〃−2 |
| 〃　−18A型 | 〃−3 | 〃−3 |
| 〃　−20A型 | 〃−4 | 〃−4 |
| 〃　−21A型 | | |
| 〃　−25A型 | 6−04K−H−003−1 | 〃−5 |
| 〃　−28A型 | 〃−2 | 〃−6 |
| 〃　−30A型 | 〃−3 | 〃−7 |
| 〃　−35A型 | 〃−4 | 〃−8 |
| 〃　−40A型 | 〃−5 | 〃−9 |
| 〃　−45A型 | 〃−6 | 〃−10 |
| 〃　−50A型 | | 〃−11 |

**○近畿地方整備局告示第百五十四号**

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十一年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平